

# 山口県地域防災計画

## 新旧対照表 (原子力災害対策編)

(案)

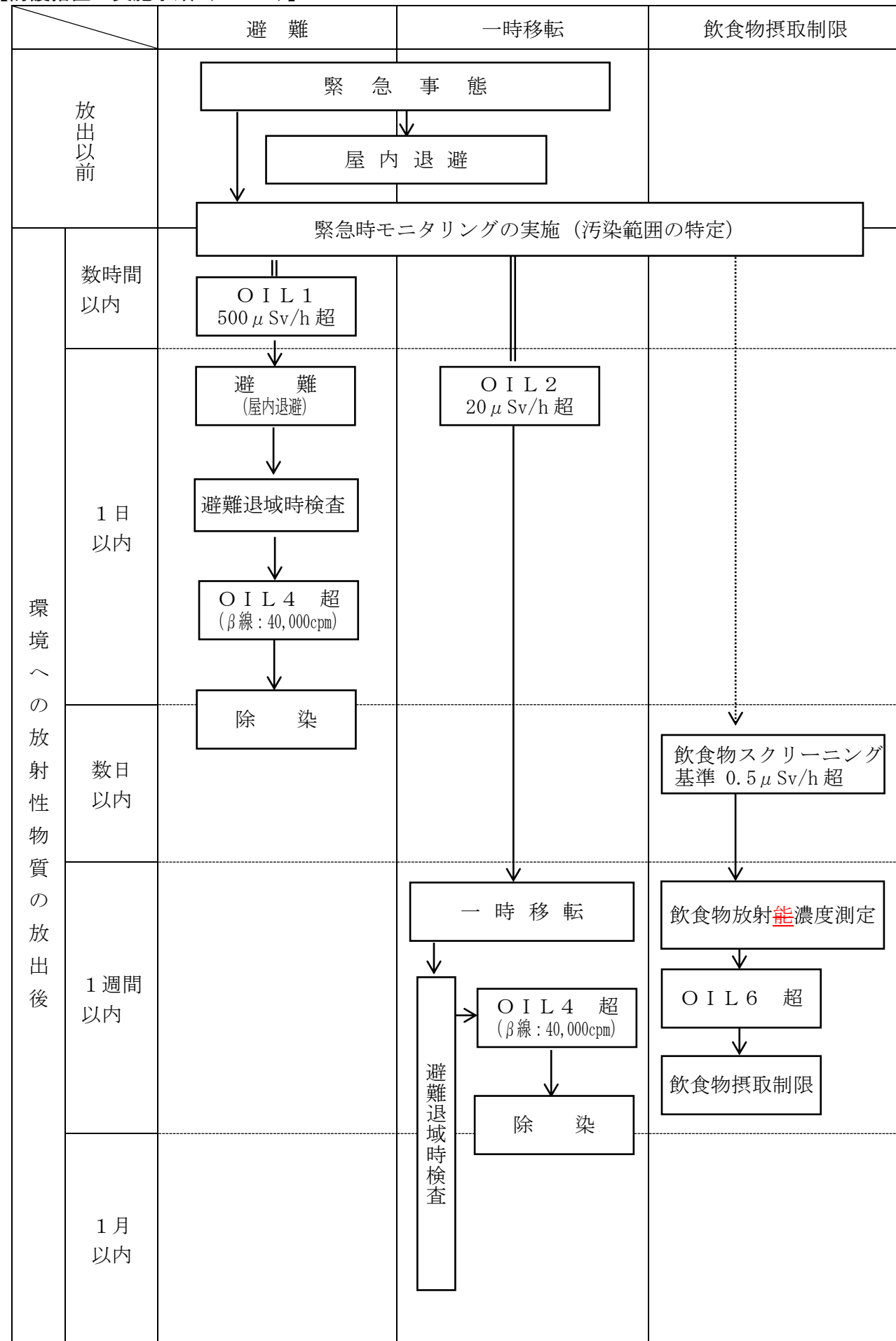


現 行			修 正 案			備 考
第2節 緊急事態区分ごとの原子力発電所の状態等			第2節 緊急事態区分ごとの原子力発電所の状態等			
緊急事態区分	事象区分	原子力発電所施設の状態等（EAL）	緊急事態区分	事象区分	原子力発電所施設の状態等（EAL）	記載の適正化 【伊方発電所原子力事業者防災業務計画（以下、事業者計画という。）の修正】
警戒事態（Aレベル）	警戒事象	<p>(略)</p> <p>5 全交流電源喪失のおそれ（AL25）【3号機】 すべての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき</p> <p>(略)</p> <p>8 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（1、2号機）（AL31）【1、2号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないとき</p>	警戒事態（Aレベル）	警戒事象	<p>(略)</p> <p>5 全交流電源喪失のおそれ（AL25）【3号機】 すべての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分間以上継続したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき</p> <p>(略)</p> <p>8 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ（2号機）（AL31）【2号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないとき</p>	記載の適正化 【事業者計画の修正】
施設敷地緊急事態（Bレベル）	施設敷地緊急事象	<p>(略)</p> <p>9 全交流電源の30分以上喪失（SE25）【3号機】 すべての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続したとき</p> <p>10 直流電源の部分喪失（SE27）【3号機】 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続したとき</p> <p>(略)</p> <p>13 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（1、2号機）（SE31）【1、2号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき</p> <p>(略)</p>	施設敷地緊急事態（Bレベル）	施設敷地緊急事象	<p>(略)</p> <p>9 全交流電源の30分間以上喪失（SE25）【3号機】 すべての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続したとき</p> <p>10 直流電源の部分喪失（SE27）【3号機】 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間以上継続したとき</p> <p>(略)</p> <p>13 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失（2号機）（SE31）【2号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき</p> <p>(略)</p>	記載の適正化 【事業者計画の修正】  記載の適正化 【事業者計画の修正】  記載の適正化 【事業者計画の修正】
全面緊急事態（Cレベル）	全面緊急事象	<p>(略)</p> <p>11 全直流電源の5分以上喪失（GE27）【3号機】 すべての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき</p> <p>(略)</p> <p>15 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（1、2号機）（GE31）【1、2号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下したとき</p> <p>(略)</p>	全面緊急事態（Cレベル）	全面緊急事象	<p>(略)</p> <p>11 全直流電源の5分間以上喪失（GE27）【3号機】 すべての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続したとき</p> <p>(略)</p> <p>15 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出（2号機）（GE31）【2号機】 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下したとき</p> <p>(略)</p>	記載の適正化 【事業者計画の修正】  記載の適正化 【事業者計画の修正】
(略)			(略)			
(注) 重要区域は、原子力事業者の「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。 (注) 【 】内は、対象号機を示す。記載が無い場合は全号機が対象。 <u>(新設)</u>			(注) 重要区域は、原子力事業者の「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。 (注) 【 】内は、対象号機を示す。記載が無い場合は全号機が対象。 <u>(注) 1号機については、照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたことから、以下に示すEALは適用せず、EAL01～06及び55のみ適用する。(1号機に適用しないEAL)</u> <u>EAL11、21、24、25、27、28、29、30、31、41、42、43、51、52、53</u>			記載の適正化 【事業者計画の修正】

現 行	修 正 案	備 考																																				
<p>(注) <u>1</u>、<u>2</u>号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しておらず、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない状況であるため、以下に示すEALは適用せず、EAL01～06、31及び55のみ適用する。</p> <p>(<u>1</u>、<u>2</u>号機に適用しないEAL) EAL11、21、24、25、27、28、29、30、41、42、43、51、52、53 (略)</p> <p>第3節 放射性物質が放出された場合の防護措置と実施の基準</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="130 604 1311 978"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>実施する防護措置等</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飲食物に係るスクリーニング基準</td> <td>飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域の特定</td> <td>0.5 μSv/h<sup>*3</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>【防護措置の内容】</p> <table border="1" data-bbox="130 1129 1311 1495"> <thead> <tr> <th>防護措置</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飲食物の摂取制限</td> <td>飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、経口摂取による内部被ばくの低減を図るため、該当する飲食物の摂取を回避する。 放射性物質の環境への放出後、1週間内を目途に飲食物の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準値を超える場合には飲食物の摂取制限を実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	基準の種類	実施する防護措置等	基準値	(略)	(略)	(略)	飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域の特定	0.5 μSv/h <sup>*3</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	(略)	(略)	(略)	防護措置	内 容	(略)	(略)	飲食物の摂取制限	飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、経口摂取による内部被ばくの低減を図るため、該当する飲食物の摂取を回避する。 放射性物質の環境への放出後、1週間内を目途に飲食物の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準値を超える場合には飲食物の摂取制限を実施する。	<p>(注) 2号機については、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合しておらず、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない状況であるため、以下に示すEALは適用せず、EAL01～06、31及び55のみ適用する。</p> <p>(2号機に適用しないEAL) EAL11、21、24、25、27、28、29、30、41、42、43、51、52、53 (略)</p> <p>第3節 放射性物質が放出された場合の防護措置と実施の基準</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1436 604 2617 978"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>実施する防護措置等</th> <th>基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飲食物に係るスクリーニング基準</td> <td>飲食物中の放射性物質濃度測定を実施すべき地域の特定</td> <td>0.5 μSv/h<sup>*3</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>【防護措置の内容】</p> <table border="1" data-bbox="1436 1129 2617 1495"> <thead> <tr> <th>防護措置</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>飲食物の摂取制限</td> <td>飲食物中の放射性物質濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、経口摂取による内部被ばくの低減を図るため、該当する飲食物の摂取を回避する。 放射性物質の環境への放出後、1週間内を目途に飲食物の放射性物質濃度の測定と分析を行い、基準値を超える場合には飲食物の摂取制限を実施する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	基準の種類	実施する防護措置等	基準値	(略)	(略)	(略)	飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物中の放射性物質濃度測定を実施すべき地域の特定	0.5 μSv/h <sup>*3</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	(略)	(略)	(略)	防護措置	内 容	(略)	(略)	飲食物の摂取制限	飲食物中の放射性物質濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、経口摂取による内部被ばくの低減を図るため、該当する飲食物の摂取を回避する。 放射性物質の環境への放出後、1週間内を目途に飲食物の放射性物質濃度の測定と分析を行い、基準値を超える場合には飲食物の摂取制限を実施する。	<p>記載の適正化 【事業者計画の修正】</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
基準の種類	実施する防護措置等	基準値																																				
(略)	(略)	(略)																																				
飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域の特定	0.5 μSv/h <sup>*3</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)																																				
(略)	(略)	(略)																																				
防護措置	内 容																																					
(略)	(略)																																					
飲食物の摂取制限	飲食物中の放射性核種濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、経口摂取による内部被ばくの低減を図るため、該当する飲食物の摂取を回避する。 放射性物質の環境への放出後、1週間内を目途に飲食物の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準値を超える場合には飲食物の摂取制限を実施する。																																					
基準の種類	実施する防護措置等	基準値																																				
(略)	(略)	(略)																																				
飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物中の放射性物質濃度測定を実施すべき地域の特定	0.5 μSv/h <sup>*3</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)																																				
(略)	(略)	(略)																																				
防護措置	内 容																																					
(略)	(略)																																					
飲食物の摂取制限	飲食物中の放射性物質濃度の測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、経口摂取による内部被ばくの低減を図るため、該当する飲食物の摂取を回避する。 放射性物質の環境への放出後、1週間内を目途に飲食物の放射性物質濃度の測定と分析を行い、基準値を超える場合には飲食物の摂取制限を実施する。																																					

現 行

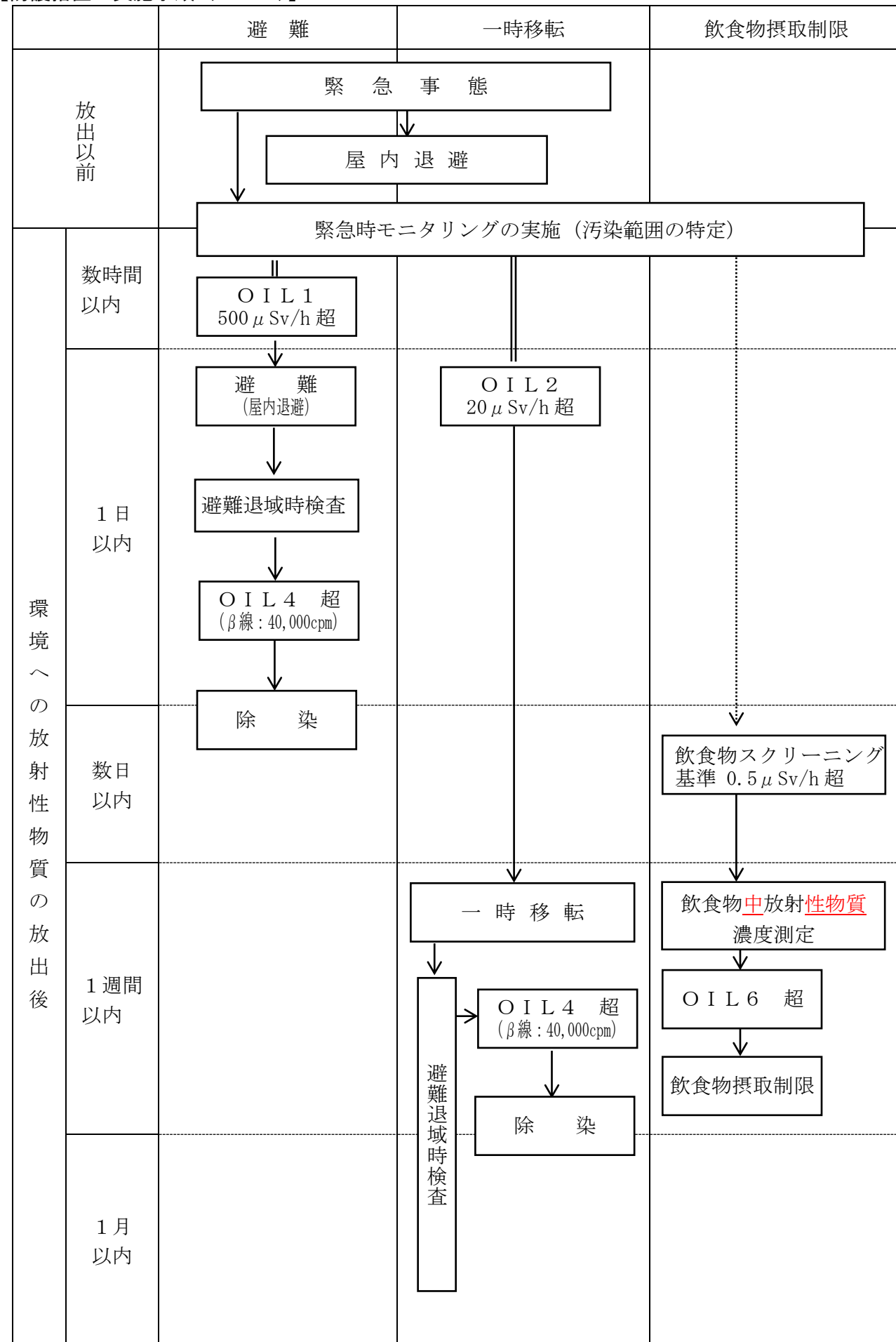
【防護措置の実施手順 (UPZ)】



(略)

修 正 案

【防護措置の実施手順 (UPZ)】



(略)

備 考

記載の適正化



現 行	修 正 案	備 考																																				
<p>第6章 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="142 338 1314 1251"> <thead> <tr> <th>機 関 の 名 称</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国管区警察局</td> <td>1 管区内各警察の調整及び応援派遣に関する事 2 他管区警察局との連携に関する事 3 関係機関との協力に関する事 4 情報の収集及び連絡に関する事 5 警察通信の運用に関する事</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中国地方整備局 九州地方整備局 (九州地方整備局所 管の一部港湾・海域の み)</td> <td>1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関する事 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関する事 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勸告、助言に関する事 4 災害に関する情報の収集及び伝達に関する事 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関する事 6 災害時における交通確保に関する事 7 海洋汚染の防除に関する事 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関する事</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="142 1409 1314 1793"> <thead> <tr> <th>機 関 の 名 称</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道 株式会社 (関西支社広島支店)</td> <td>1 <u>列車の運転規制に関する事</u> 2 列車の運行状況、<u>旅客の避難実施状況</u>の広報に関する事 3 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事 4 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱	中国管区警察局	1 管区内各警察の調整及び応援派遣に関する事 2 他管区警察局との連携に関する事 3 関係機関との協力に関する事 4 情報の収集及び連絡に関する事 5 警察通信の運用に関する事	(略)	(略)	中国地方整備局 九州地方整備局 (九州地方整備局所 管の一部港湾・海域の み)	1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関する事 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関する事 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勸告、助言に関する事 4 災害に関する情報の収集及び伝達に関する事 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関する事 6 災害時における交通確保に関する事 7 海洋汚染の防除に関する事 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関する事	(略)	(略)	機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱	(略)	(略)	日本貨物鉄道 株式会社 (関西支社広島支店)	1 <u>列車の運転規制に関する事</u> 2 列車の運行状況、 <u>旅客の避難実施状況</u> の広報に関する事 3 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事 4 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事	(略)	(略)	<p>第6章 防災関係機関の業務の大綱</p> <p>(略)</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1448 338 2620 1251"> <thead> <tr> <th>機 関 の 名 称</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国四国管区警察局</td> <td>1 管区内各警察の調整及び応援派遣に関する事 2 他管区警察局との連携に関する事 3 関係機関との協力に関する事 4 情報の収集及び連絡に関する事 5 警察通信の運用に関する事</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>中国地方整備局 九州地方整備局 (九州地方整備局所 管の一部港湾・海域の み)</td> <td>1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関する事 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の支援に関する事 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への助言に関する事 4 災害に関する情報の収集及び伝達に関する事 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関する事 6 災害時における交通確保に関する事 7 海洋汚染の防除に関する事 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関する事</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>6 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1448 1409 2620 1793"> <thead> <tr> <th>機 関 の 名 称</th> <th>業 務 の 大 綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>日本貨物鉄道 株式会社 (関西支社広島支店)</td> <td><u>(削除)</u> 1 <u>貨物</u>列車の運行状況の広報に関する事 2 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事 3 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱	中国四国管区警察局	1 管区内各警察の調整及び応援派遣に関する事 2 他管区警察局との連携に関する事 3 関係機関との協力に関する事 4 情報の収集及び連絡に関する事 5 警察通信の運用に関する事	(略)	(略)	中国地方整備局 九州地方整備局 (九州地方整備局所 管の一部港湾・海域の み)	1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関する事 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の支援に関する事 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への助言に関する事 4 災害に関する情報の収集及び伝達に関する事 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関する事 6 災害時における交通確保に関する事 7 海洋汚染の防除に関する事 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関する事	(略)	(略)	機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱	(略)	(略)	日本貨物鉄道 株式会社 (関西支社広島支店)	<u>(削除)</u> 1 <u>貨物</u> 列車の運行状況の広報に関する事 2 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事 3 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事	(略)	(略)	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>
機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱																																					
中国管区警察局	1 管区内各警察の調整及び応援派遣に関する事 2 他管区警察局との連携に関する事 3 関係機関との協力に関する事 4 情報の収集及び連絡に関する事 5 警察通信の運用に関する事																																					
(略)	(略)																																					
中国地方整備局 九州地方整備局 (九州地方整備局所 管の一部港湾・海域の み)	1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関する事 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の提供に関する事 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への勸告、助言に関する事 4 災害に関する情報の収集及び伝達に関する事 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関する事 6 災害時における交通確保に関する事 7 海洋汚染の防除に関する事 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関する事																																					
(略)	(略)																																					
機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱																																					
(略)	(略)																																					
日本貨物鉄道 株式会社 (関西支社広島支店)	1 <u>列車の運転規制に関する事</u> 2 列車の運行状況、 <u>旅客の避難実施状況</u> の広報に関する事 3 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事 4 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事																																					
(略)	(略)																																					
機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱																																					
中国四国管区警察局	1 管区内各警察の調整及び応援派遣に関する事 2 他管区警察局との連携に関する事 3 関係機関との協力に関する事 4 情報の収集及び連絡に関する事 5 警察通信の運用に関する事																																					
(略)	(略)																																					
中国地方整備局 九州地方整備局 (九州地方整備局所 管の一部港湾・海域の み)	1 直轄公共土木施設の計画、整備、災害予防、応急復旧及び災害復旧に関する事 2 地方公共団体等からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機械等の支援に関する事 3 国土交通省所掌事務に係わる地方公共団体等への助言に関する事 4 災害に関する情報の収集及び伝達に関する事 5 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関する事 6 災害時における交通確保に関する事 7 海洋汚染の防除に関する事 8 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の被災地方公共団体への派遣 9 その他、緊急を要すると認められる場合、申し合わせに基づく適切な応急措置の実施に関する事																																					
(略)	(略)																																					
機 関 の 名 称	業 務 の 大 綱																																					
(略)	(略)																																					
日本貨物鉄道 株式会社 (関西支社広島支店)	<u>(削除)</u> 1 <u>貨物</u> 列車の運行状況の広報に関する事 2 災害時における鉄道車両等による救助救援物資の緊急輸送の協力に関する事 3 鉄道施設の災害予防対策及び被災鉄道施設の応急復旧に関する事																																					
(略)	(略)																																					

現 行	修 正 案	備 考
<p>第Ⅱ編 原子力災害事前対策</p> <p>(略)</p> <p>第1章 災害応急体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第5節 防災関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>第4項 海上保安庁との連携体制  県は、海上での緊急事態応急対策等の活動が円滑に実施できるよう、海上保安庁との連携体制を整備しておくものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第5項 国との連携体制</p> <p>1 原子力防災専門官との連携  県は、県防災計画の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集・連絡、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策等の緊急時の対応等について、原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。</p> <p>2 <u>地方放射線モニタリング対策官</u>との連携  県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリングの実施等の緊急時モニタリングの対応等について、<u>地方放射線モニタリング対策官</u>と密接な連携を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第Ⅱ編 原子力災害事前対策</p> <p>(略)</p> <p>第1章 災害応急体制の整備</p> <p>(略)</p> <p>第5節 防災関係機関相互の連携体制の整備</p> <p>第4項 海上保安庁との連携体制  県は、海上での緊急事態応急対策等の活動が円滑に実施できるよう、海上保安庁との連携体制を整備しておくものとする。</p> <p><u>第5項 気象台との連携体制</u>  <u>県は、気象情報を迅速に収集できるよう、気象台との連携体制を整備しておくものとする。</u></p> <p>第6項 国との連携体制</p> <p>1 原子力防災専門官との連携  県は、県防災計画の作成、原子力発電所の防災体制に関する情報の収集・連絡、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策等の緊急時の対応等について、原子力防災専門官と密接な連携を図るものとする。</p> <p>2 <u>上席放射線防災専門官</u>との連携  県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリングの実施等の緊急時モニタリングの対応等について、<u>上席放射線防災専門官（伊方担当）</u>と密接な連携を図るものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>気象台は、災害発生時、気象情報を発表するため追加。  記載の適正化</p> <p>記載の適正化  【防災基本計画の修正に対応】</p>

第Ⅲ編 緊急事態応急対策

第Ⅲ編 緊急事態応急対策

第1章 活動体制の確立

第1章 活動体制の確立

第1節 災害対策本部の設置等の基準

第1節 災害対策本部の設置等の基準

第1項 災害対策本部の設置

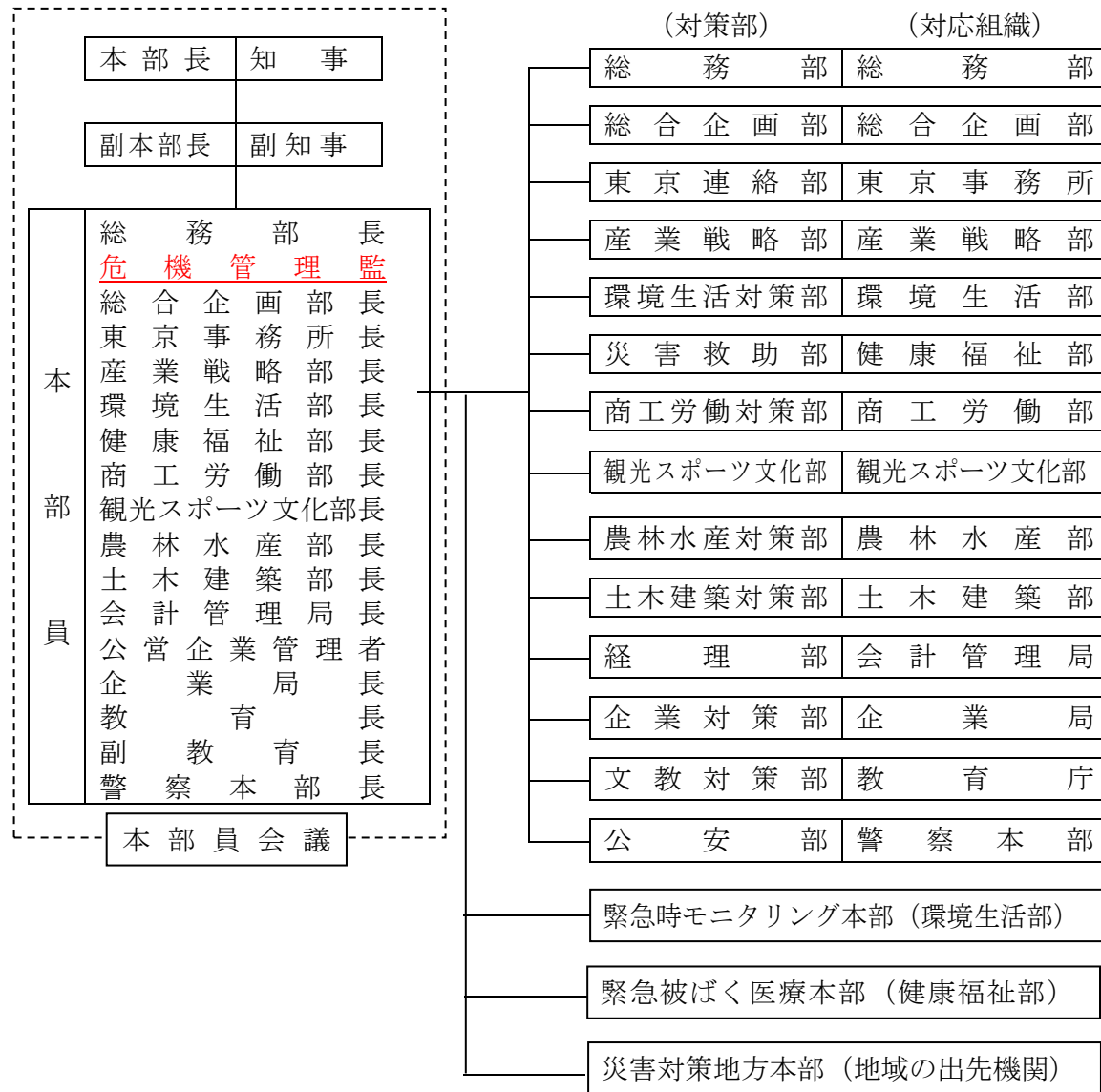
第1項 災害対策本部の設置

2 災害対策本部の組織

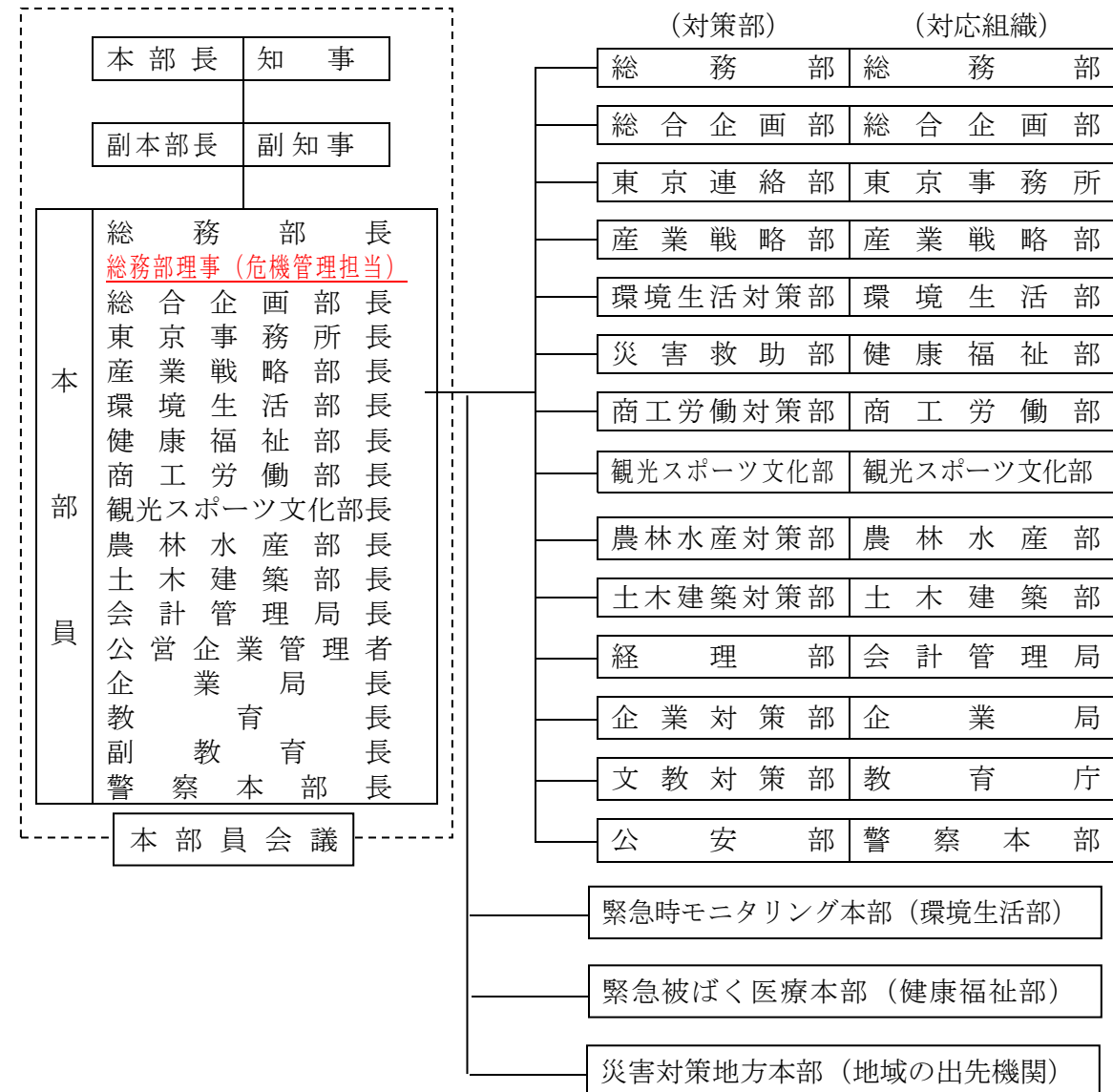
2 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、本部長（知事）、副本部長（副知事）及びその下に設置される各対策部並びに本部長の指示を受け災害現地において災害対策業務に当たる災害対策地方本部（地域の出先機関）をもって構成する。

災害対策本部の組織は、本部長（知事）、副本部長（副知事）及びその下に設置される各対策部並びに本部長の指示を受け災害現地において災害対策業務に当たる災害対策地方本部（地域の出先機関）をもって構成する。



(略)



(略)

組織変更を反映



現 行

第3項 班の編制及び所掌事務

部	班	担当課	部の所掌事務
(略)	(略)	(略)	(略)
総合企画部	(略)	(略)	(略)
	協力班	<u>山口ゆめ花博推進室</u> 統計分析課 中山間地域づくり推進課 市町課	12 当該課・ <u>室</u> の災害対策関連事務の処理 13 部内の各班、他部の応援に関すること
(略)	(略)	(略)	(略)
観光スポーツ文化部	(略)	(略)	(略)
	協力班	観光 <u>プロジェクト</u> 推進室 <u>(新設)</u> スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室	7 当該課（室）の災害対策関連事務の処理 8 部内の各班、他部の応援に関すること
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

修 正 案

第3項 班の編制及び所掌事務

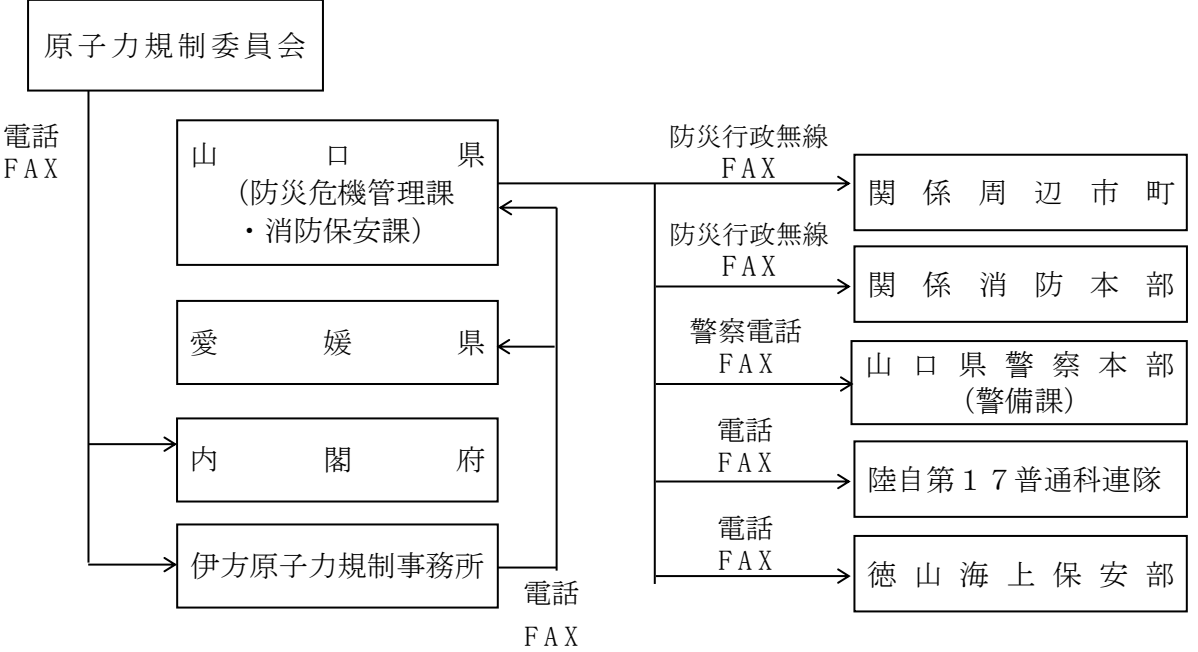
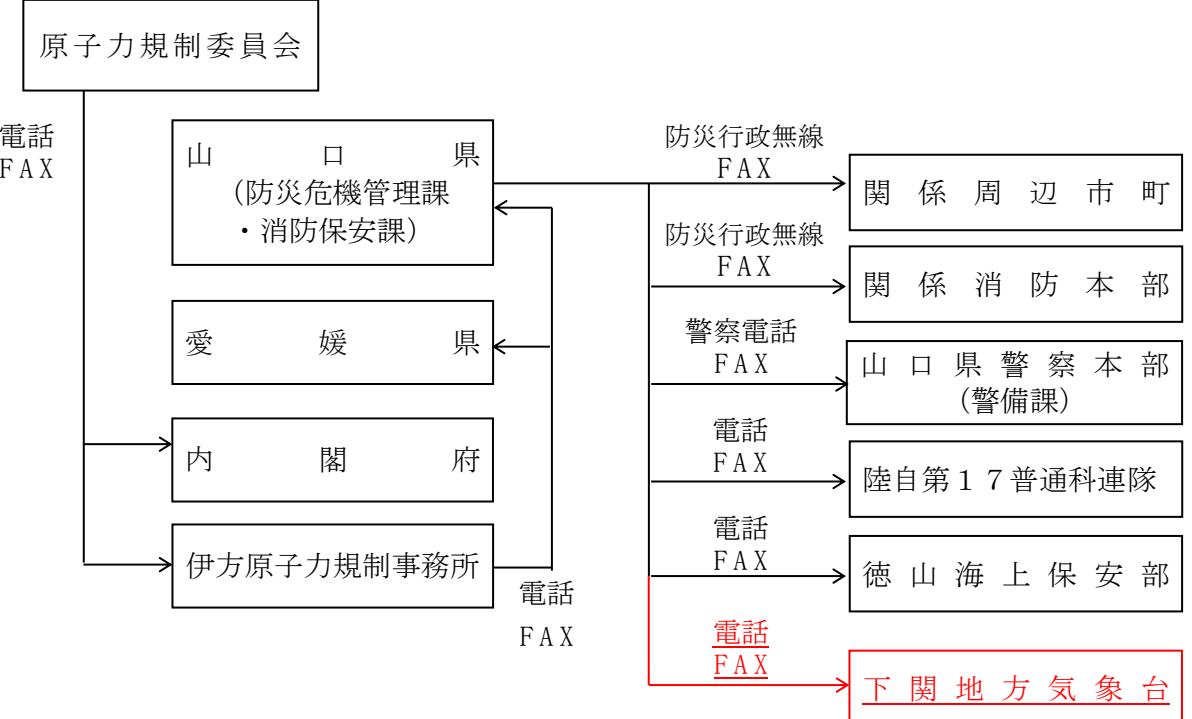
部	班	担当課	部の所掌事務
(略)	(略)	(略)	(略)
総合企画部	(略)	(略)	(略)
	協力班	<u>(削除)</u> 統計分析課 中山間地域づくり推進課 市町課	12 当該課の災害対策関連事務の処理 13 部内の各班、他部の応援に関すること
(略)	(略)	(略)	(略)
観光スポーツ文化部	(略)	(略)	(略)
	協力班	観光 <u>プロモーション</u> 推進室 <u>インバウンド推進室</u> スポーツ推進課 文化振興課 県史編さん室	7 当該課（室）の災害対策関連事務の処理 8 部内の各班、他部の応援に関すること
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

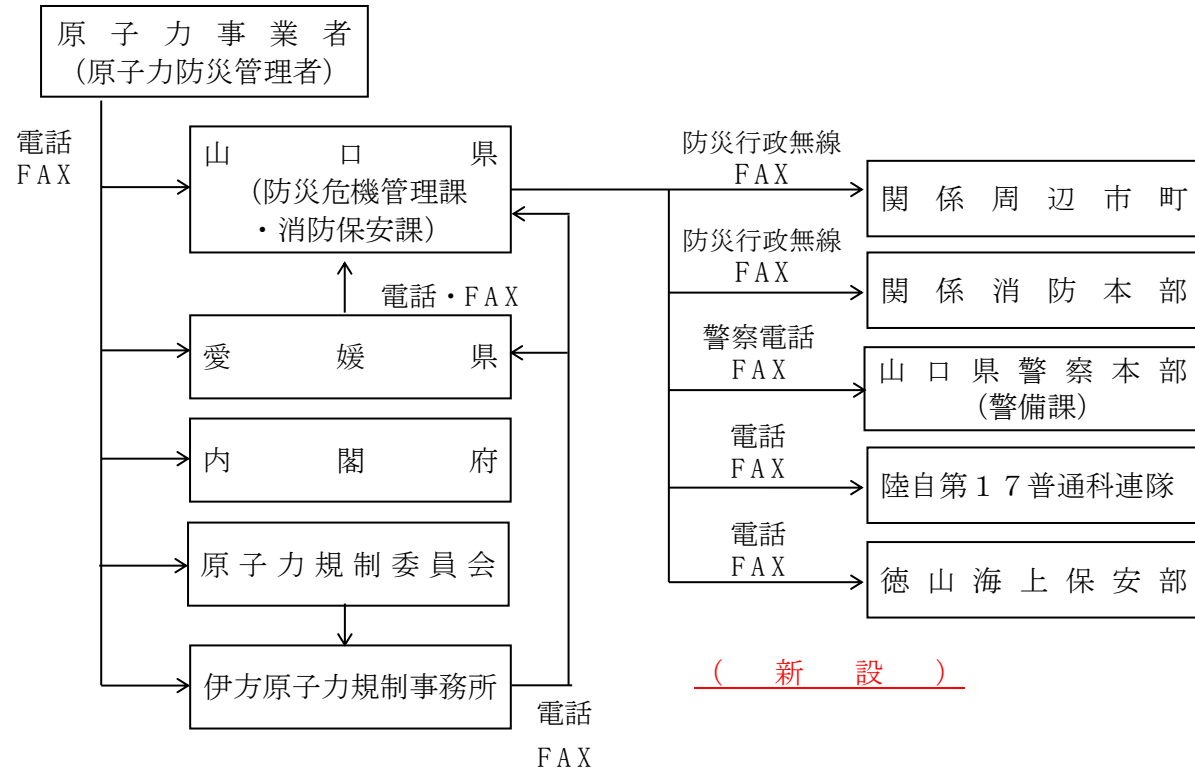
備 考

組織変更を反映

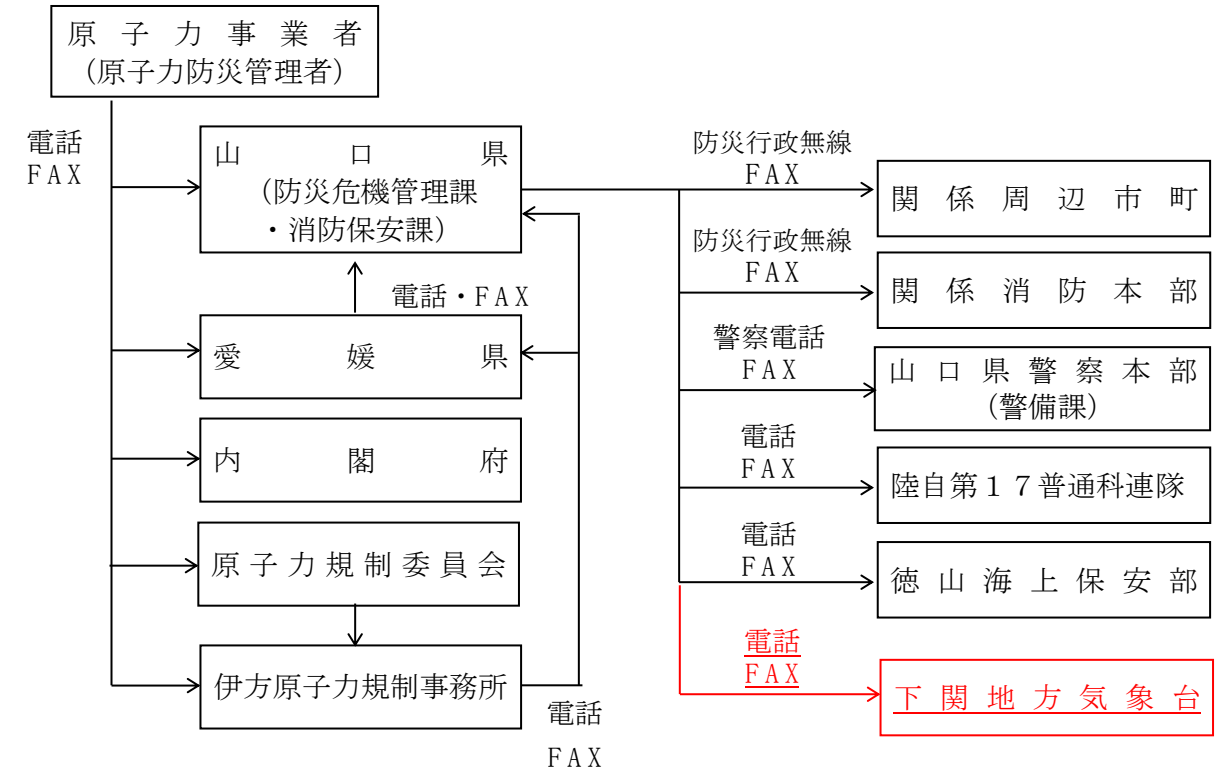
組織変更を反映

現 行	修 正 案	備 考
<p>第2章 災害情報の収集・伝達</p> <p>第1節 情報収集事態発生時の情報連絡</p> <p>第1項 情報収集事態発生情報の連絡</p> <p>(略)</p> <p>2 県</p> <p>県は、国から連絡を受けた場合は、直ちに、関係周辺市町、関係消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>【情報収集事態発生時の情報伝達系統図】</p>  <p>(新設)</p> <p>第2節 警戒事態（Aレベル）発生時の情報連絡</p> <p>第1項 警戒事態発生情報の連絡</p> <p>(略)</p> <p>2 県</p> <p>県は、原子力事業者から通報を受けた場合は、直ちに、関係周辺市町、関係消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 災害情報の収集・伝達</p> <p>第1節 情報収集事態発生時の情報連絡</p> <p>第1項 情報収集事態発生情報の連絡</p> <p>(略)</p> <p>2 県</p> <p>県は、国から連絡を受けた場合は、直ちに、関係周辺市町、関係消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部、<u>下関地方気象台</u>に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>【情報収集事態発生時の情報伝達系統図】</p>  <p>第2節 警戒事態（Aレベル）発生時の情報連絡</p> <p>第1項 警戒事態発生情報の連絡</p> <p>(略)</p> <p>2 県</p> <p>県は、原子力事業者から通報を受けた場合は、直ちに、関係周辺市町、関係消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部、<u>下関地方気象台</u>に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>気象台は、災害発生時、気象情報を発表するため追加。</p> <p>気象台は、災害発生時、気象情報を発表するため追加。</p> <p>気象台は、災害発生時、気象情報を発表するため追加。</p>

【警戒事態発生時の情報伝達系統図】



【警戒事態発生時の情報伝達系統図】



気象台は、災害発生時、気象情報を発表するため追加。

第3節 施設敷地緊急事態（Bレベル）発生時の情報連絡

第3節 施設敷地緊急事態（Bレベル）発生時の情報連絡

第1項 施設敷地緊急事態発生情報の連絡

第1項 施設敷地緊急事態発生情報の連絡

(略)

(略)

2 県

2 県

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた場合は、直ちに、関係周辺市町、関係消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部に連絡するものとする。

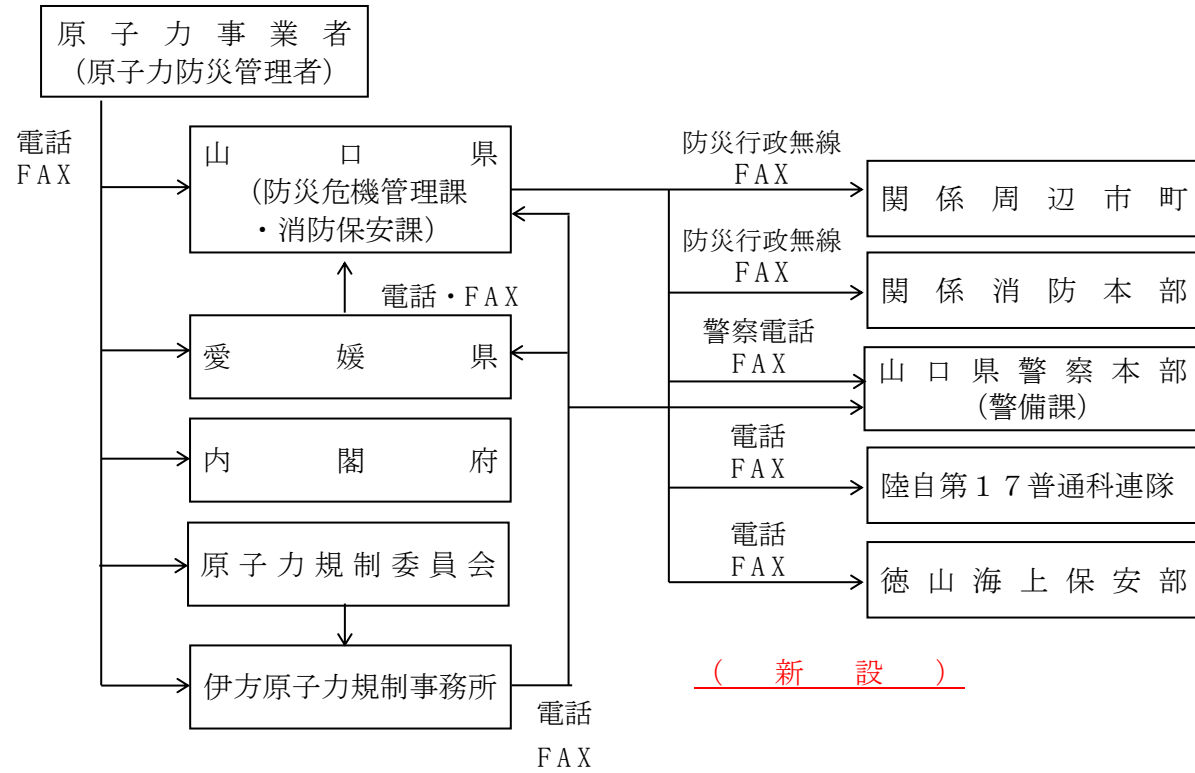
県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた場合は、直ちに、関係周辺市町、関係消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部、下関地方気象台に連絡するものとする。

気象台は、災害発生時、気象情報を発表するため追加。

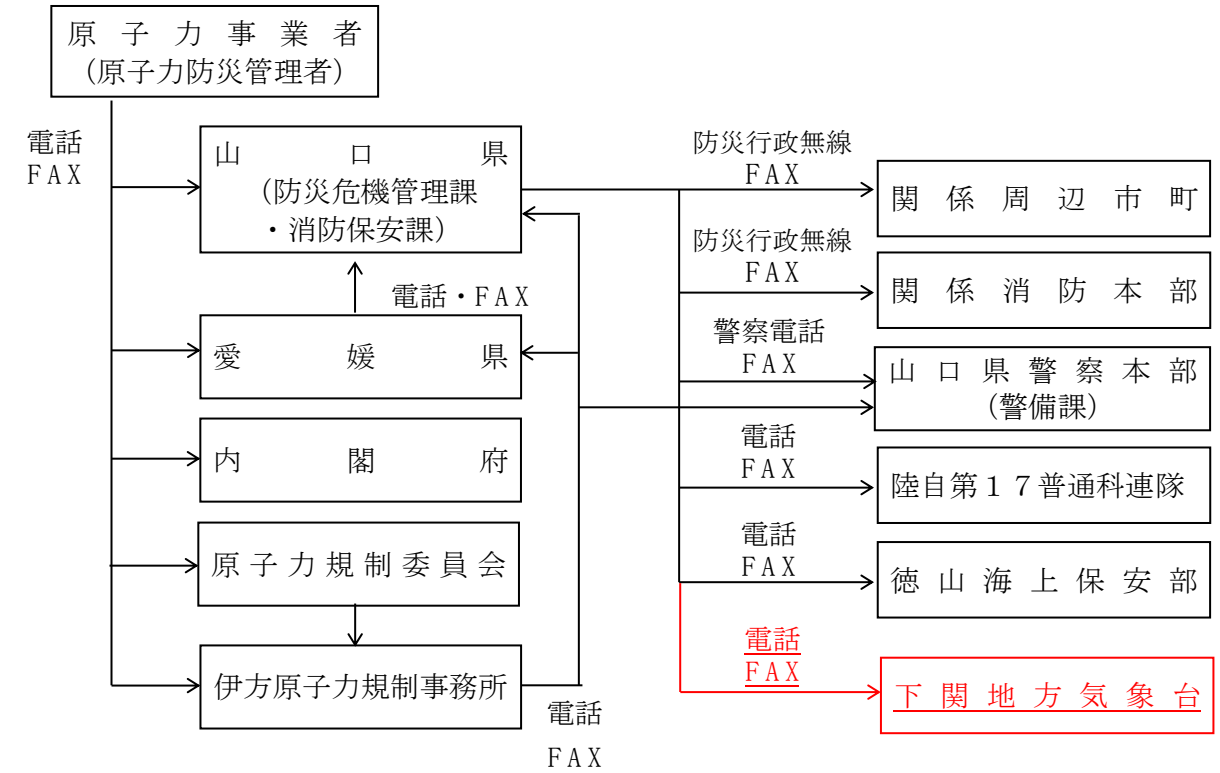
(略)

(略)

【施設敷地緊急事態発生時の情報伝達系統図】



【施設敷地緊急事態発生時の情報伝達系統図】



気象台は、災害発生時、気象情報を発表するため追加。

第4節 全面緊急事態（Cレベル）発生時の情報連絡

第4節 全面緊急事態（Cレベル）発生時の情報連絡

第1項 全面緊急事態発生情報の連絡

第1項 全面緊急事態発生情報の連絡

(略)

(略)

2 県

2 原子力規制委員会・内閣府

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた場合は、直ちに、関係周辺市町、関係消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部に連絡するものとする。

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた場合は、直ちに、関係周辺市町、関係消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部、下関地方気象台に連絡するものとする。

気象台は、災害発生時、気象情報を発表するため追加。

(略)

(略)

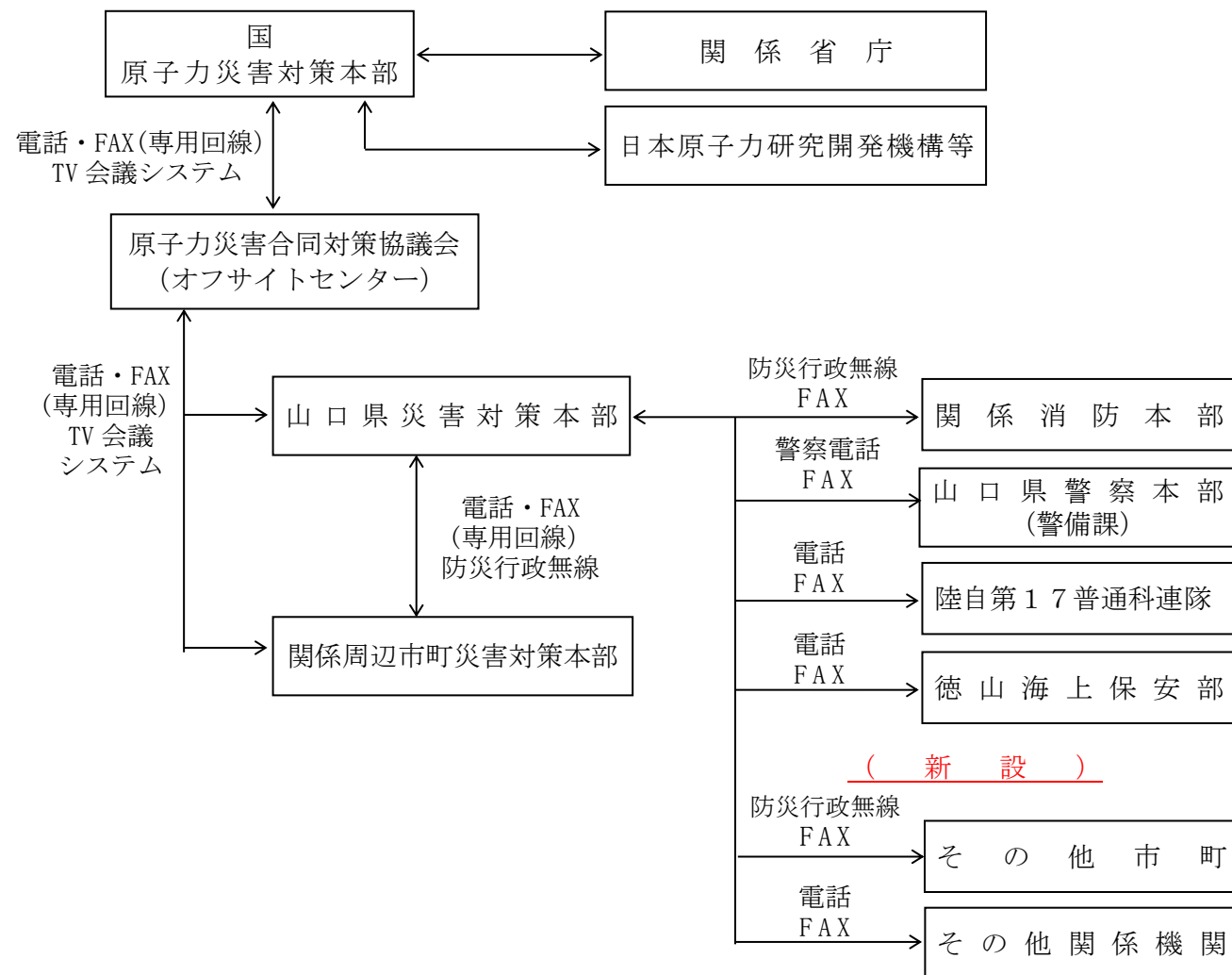
第3項 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

第3項 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

(略)

(略)

【原子力緊急事態宣言発出後の情報伝達系統図】



(略)

第5章 住民避難等の実施

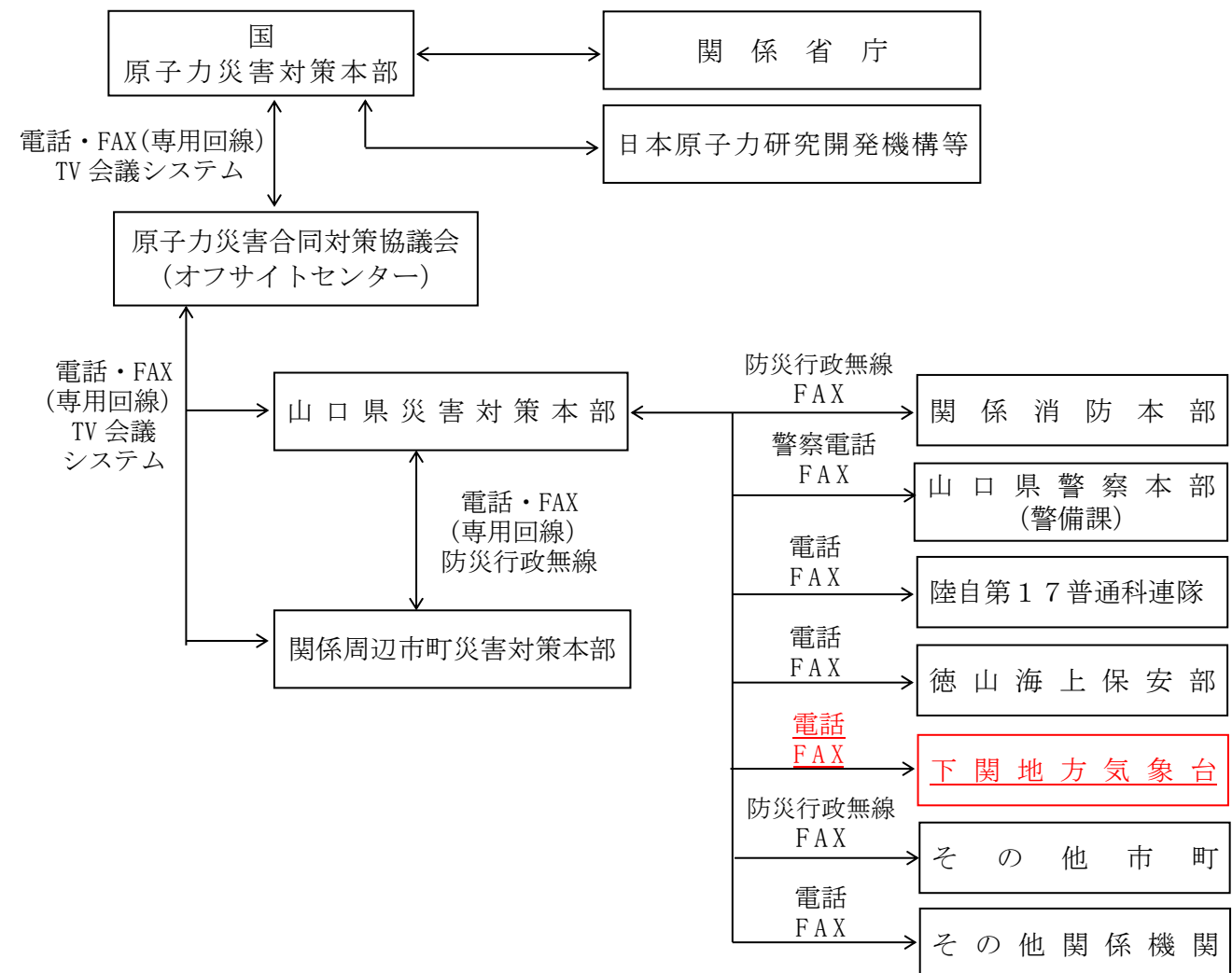
第1節 避難又は一時移転、屋内退避の指示等

内閣総理大臣が緊急事態応急対策実施区域を定め、当該区域を管轄する市町（以下「応急対策実施市町」という。）及び県に対して、避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行った場合は、県は、応急対策実施市町の長（以下「応急対策実施市町長」という。）に対して、住民等に対する避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行うよう連絡するものとする。

応急対策実施市町長は、住民等に対する避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行い、消防機関、県警察等関係機関とともに、住民の避難誘導等を行うものとする。(新設)

(新設)

【原子力緊急事態宣言発出後の情報伝達系統図】



(略)

第5章 住民避難等の実施

第1節 避難又は一時移転、屋内退避の指示等

内閣総理大臣が緊急事態応急対策実施区域を定め、当該区域を管轄する市町（以下「応急対策実施市町」という。）及び県に対して、避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行った場合は、県は、応急対策実施市町の長（以下「応急対策実施市町長」という。）に対して、住民等に対する避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行うよう連絡するものとする。

応急対策実施市町長は、住民等に対する避難又は一時移転、屋内退避の指示等を行い、消防機関、県警察等関係機関とともに、住民の避難誘導等を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、県又は関係周辺市町の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

気象台は、災害発生時、気象情報を発表するため追加。

防災基本計画の修正に対応



現 行	修 正 案	備 考
<p>第3節 避難等の実施</p> <p>(略)</p> <p>第2項 住民の避難等の状況の確認</p> <p>県は、応急対策実施市町長が避難や一時移転の指示等を行った場合は、応急対策実施市町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民の避難等の状況を確認するものとする。</p> <p>また、避難等の状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3項 広域避難の調整</p> <p>(略)</p> <p>第4章 緊急時モニタリングの実施</p> <p>(略)</p> <p>第2節 緊急時モニタリングの実施方法</p> <p>(略)</p> <p>第2項 施設敷地緊急事態・全面緊急事態（B・Cレベル）発生時のモニタリング</p> <p>1 初期モニタリング</p> <p>(略)</p> <p>(2) 測定項目</p> <p>(略)</p> <p>エ 環境試料（飲料水、<u>葉菜</u>等）中の放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム等）の濃度（全面緊急事態から）</p> <p>(略)</p> <p>2 中期モニタリング</p> <p>(略)</p> <p>(2) 測定項目</p> <p>(略)</p> <p>オ 環境試料（飲料水、<u>葉菜</u>等）中の放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム等）の濃度</p> <p>(略)</p>	<p>第3節 避難等の実施</p> <p>(略)</p> <p>第2項 住民の避難等の状況の確認</p> <p>県は、応急対策実施市町長が避難や一時移転の指示等を行った場合は、応急対策実施市町に協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民の避難等の状況を確認するものとする。</p> <p>また、避難等の状況の確認結果については、国の原子力災害現地対策本部等に対しても情報提供するものとする。</p> <p><u>第3項 自然災害との複合災害時における避難等</u></p> <p><u>複合災害時において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとるものとする。</u></p> <p>第4項 広域避難の調整</p> <p>(略)</p> <p>第4章 緊急時モニタリングの実施</p> <p>(略)</p> <p>第2節 緊急時モニタリングの実施方法</p> <p>(略)</p> <p>第2項 施設敷地緊急事態・全面緊急事態（B・Cレベル）発生時のモニタリング</p> <p>1 初期モニタリング</p> <p>(略)</p> <p>(2) 測定項目</p> <p>(略)</p> <p>エ 環境試料（<u>土壌</u>、飲料水等）中の放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム等）の濃度（全面緊急事態から）</p> <p>(略)</p> <p>2 中期モニタリング</p> <p>(略)</p> <p>(2) 測定項目</p> <p>(略)</p> <p>オ 環境試料（<u>土壌</u>、飲料水等）中の放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム等）の濃度</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画の修正に対応</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 【原子力災害対策指針の改正】</p> <p>記載の適正化 【原子力災害対策指針の改正】</p>